

素案と条約 —シリーズ・有識者会議—

障害連（障害者の生活保障を要求する連絡会議）

尾上裕亮

2019年9月から文部科学省で始まっている有識者会議は昨年11月に、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（素案）」（以下「素案」）を出した。同月下旬からおよそ2週間パブリックコメントが行われた。障害者権利条約の批准国であることを踏まえると、素案は非常に不十分な内容である。

1. 障害者の権利に関する条約（以下（「条約」））

素案を検討する前に条約を確認したい。2006年に国連で採択、08年に発効。日本を含む182の国と地域で批准している（2020年10月現在）。無差別、多様性の尊重などを一般原則とする条約は、第24条（教育）で「障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること」（1c）を締約国に求め、「自己の生活する地域社会において、障害者を包容」（2d）と述べている。つまり、障害者は健常者と同様に自分の住む地域で育つ権利がある。また、24条を詳述した一般意見4号では、分離を次のように定義し、分離と条約が求めるインクルージョンの教育とは違うことを明記している。

「分離は、障害のある生徒の教育が、特定の機能障害やさまざまな機能障害に対応するために設計され、あるいは使用される別の環境で、障害のない生徒から切り離されて行われるときに発生する」

2. 条約を踏まえた素案の問題点

(1) 計画的な交流？

特別支援学級の子どもの共に学ぶ活動について、普通学級に「副次的な籍を導入し、学級活動や給食等については原則共に行うこととすることが必要」（P6）と踏み込んだことは、良かったと思う。しかし教科学習になると、「障害の程度を踏まえ、計画的共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付け」と述べるに留まる。「計画的な交流及び共同」は、従来の学習指導要領から述べられていることだが、子ども同士のコミュニケーションにそんなに“計画性”が必要なのだろうか。甚だおかしい。

条約の批准国が“新しい時代の”障害児教育について提言するならば、いかにして重い障害をもつ子どもを普通学級に在籍させつつ自立活動を行うか、特別支援学校・学級を減らしていくかを詳述すべきだ。“新しい～”と言いながらいままでの観念を踏襲する。日本の政策決定過程そのものである。

(2) 増加の要因を歪曲

素案は特別支援教育を巡る状況変化に関し「特別支援教育に関する理解や認識の高まり…特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している」(P2)と述べている。しかし正確には特別支援学級・学級を作って宣伝するため、理解や認識が高まるのではないだろうか。市民の理解や認識が先ではない。教育行政を担う部門が分離を是とし、分離装置を作っているだけなのに、それを市民の認識の高まりとする。とんでもない印象操作だ。なお私たちは「原則統合」という認識を強く伝えてきたのにほとんど聞き入れられていない。

(3) 特別支援学校の設置基準

私たちは今後、注意する必要がある。素案は、2019年5月時点で、全国3,162教室が不足していると指摘し「教育環境を改善するため、国は特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定することが求められる」(P10)とした。なお文部科学省は不足を解消するため、2020年度～24年を「集中取組期間」としている。私は、集中取組期間が静かに始まっていたことに恐怖を感じる。1956年の養護学校設置を奨励する法律、79年の都道府県に対する養護学校設置義務化など、特別支援学校を奨励する施策が打ち出すたびに在籍者が増えていった歴史を忘れてはならない。

特別支援学校は一般意見4号でいう分離施設である。障害のある本人と保護者の中には、「自分に合った教育が受けられる」「高校卒業後の就職率が高い」という意見もある。しかし、分離施設で長らく過ごす、社会に合流するときに精神的な負担が生じる。一般意見4号では、分離はその負担をすべて個人に押しつける結果になるため強く批判するのだろう。

3. まとめ

条約には教員養成課程で社会モデルの観点を教え、障害者との触れ合いを大切にした養成といった提言も書かれてはいる。だが、障害者と分離した子ども時代を過ごした大人が、社会モデルを学んでもピンとくるのだろうか。

有識者会議は条約と全く向き合おうとせず、素案が批准国である日本の教育部門から出されることは残念でならない。